

平成14年4月22日

各 位

会社名 エスフーズ株式会社
代表者 取締役社長 森島 征夫
(コード番号2292東証・大証一部)
問合せ先 取締役専務執行役員
経営管理グループ担当
富沢 進
(TEL0798-43-1065)

新株予約権方式によるストックオプションの付与に関するお知らせ

当社は、平成14年4月22日開催の当社取締役会において、平成14年4月1日施行の「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)により改正された商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、下記のとおり、ストックオプションの実施を目的として、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成14年5月28日開催予定の当社第36回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社及び当社子会社の取締役及び従業員の当社に対する経営参画意識を高め、業績向上に対する意欲や士気を喚起すること、ならびに当社監査役の適正な監査に対する意識を高めることにより当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、下記の要領に記載のとおり株主以外の者に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式300,000株を上限とする。

なお、新株予約権を発行する日(以下「発行日」という。)以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等

を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、当該時点で行使または消却されていない新株予約権を合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。

(3) 発行する新株予約権の総数

600個（新株予約権1個あたりの目的となる株式数500株。ただし、株式分割または株式併合を行った場合は、上記（2）と同様の調整を行う。）

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権行使時に払込みをすべき金額

新株予約権の目的たる株式1株当たりの払込金額（以下「払込金額」とする。）は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じて得た金額、または当社が保有している自己株式（平成14年2月決算期末日）の平均取得価額636円のいずれか高い金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該価額が新株予約権発行の日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後付与払込金額} = \text{調整前付与払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行（当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対する無償の新株予約権の行使による場合を除く。）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後付与払込金額} = \text{調整前付与払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「1株当たりの時価」とは、調整後払込金額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の終値の平均値の金額とし、円未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

また「既発行株式数」とは株主割当日がある場合は、その日、その他の場合は、調整後払込金額を適用する日の1ヶ月前の日における発行済株式数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとする。

当社が合併または会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成16年6月1日から平成18年5月31日まで

(7) 新株予約権行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位を保有していることを要する。ただし、権利行使期間内における任期満了による退任、従業員の定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

- ② 権利行使日前日の終値が平成14年2月期の連結1株当たりの株主資本の金額以上となっていること。
- (8) 新株予約権の消却事項及び条件
- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。
 - ② 新株予約権の割当を受けた者が権利行使する前に(7)①に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、新株予約権は無償で消却することができる。
- (9) 新株予約権の譲渡制限
- 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
- (注) 上記の内容については、平成14年5月28日開催予定の当社第36回定時株主総会において、「株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上